

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

豊山町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法第3条第3項および同法第6条に基づき、国民年金事業の事務の一部を町が行う。</p> <p><国民年金法に基づく事務></p> <ul style="list-style-type: none">■保険料の徴収(第87条) ・保険料の徴収は政府が行うが、町もその事務を補助する。■保険料の通知及び納付(第92条) ・厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し保険料の額、納期限等を通知し、町はこの通知事務を補助する。■保険料の納付義務(第88条) ・被保険者は保険料を納付しなければならず、町は納付義務の周知と納付状況の確認を行う。■保険料の納付委託(第92条の3) ・町は被保険者の委託を受けて保険料の納付事務を行うことができる。■保険料の免除申請の受付(第89条、第90条、第90条の2、第90条の3) ・被保険者が保険料の免除を申請する場合、町はその受付を行う。■給付の申請受付(第27条の3、第30条、第37条) ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の申請受付を町が行う。■年金額の改定(第27条の4、第33条、第38条) ・町は年金額の改定に関する情報を被保険者に提供し、必要な手続きを支援する。■支給停止及び失権の通知(第36条、第40条) ・町は支給停止や失権に関する通知を行う。■その他の事務(第74条) ・教育及び広報、相談その他の援助、手続に関する情報提供など、国民年金事業の円滑な実施を図るための事務を行う。 <p><主な事務処理></p> <p>町は、国民年金法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、以下の事務を正確に行うために特定個人情報をを用いる。</p> <ul style="list-style-type: none">■国民年金資格に関する事務の内容<ul style="list-style-type: none">・資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等・第1号被保険者及び任意加入被保険者の資格に関する事務。・資格取得及び喪失、種別変更、氏名及び住所変更等に関する届出の受理。・任意加入の申出、基礎年金番号通知書再交付申請等の受理。■付加保険料に関する事務<ul style="list-style-type: none">・付加保険料の納付申出、納付しないことの申出の受理。■法定免除に関する事務<ul style="list-style-type: none">・生活扶助の受給開始・廃止による法定免除の該当、消滅の届出の受理。■保険料免除、納付猶予、学生納付特例に関する事務<ul style="list-style-type: none">・保険料免除等の申請の受理。・保険料免除審査に必要な所得情報を印字した申請書の作成。■裁定請求等受給権者に関する事務<ul style="list-style-type: none">・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金
③システムの名称	・国民年金システム(基本セット内) ・宛名管理システム(基本セット内) ・EUCシステム(基本セット内)

2. 特定個人情報ファイル名

国民年金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第9条第1項(利用範囲)及び別表第1の31、95の項・第14条(提供の要求)・第16条(本人確認の措置) <p>2. 国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第12条(届出)・第105条(届出等)・第108条(資料の提供) <p>3. 国民年金法施行令(昭和34年5月25日政令第184号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第1条の2(市町村が処理する事務)
--------	---

4. 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	生活福祉部住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>■豊山町における措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部進入防止:24時間有人監視 ・入退館管理:ICカード認証 ・持込・持出防止:DRタグ媒体管理、持込・持出台帳管理 <p>②技術的安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p>③移行作業時に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。

